

すべての子ども・おとなが安心、安全に活動できる環境づくりのための

チャイルド プロテクション

「世界は変えられる」子どもがそう信じられる社会に

FREE THE
CHILDREN

認定NPO 法人
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

チャイルドプロテクションとは、国内外の子どもが主体的に、安心・安全に活動できる環境を作るための約束事です。

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンでは、活動に1度でも関わる全ての方々に、「チャイルドプロテクション」への理解と遵守をお願いしています。

なお、「チャイルドプロテクション」を守っていただけない場合、当団体との関わりをやめていただく可能性があります。また、事案により行政窓口と連携して対応いたします。チャイルドプロテクションを遵守することは、子どもの権利を守るはもちろん、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンに関わる全ての方々を守るためにも重要と考えています。

みなさんに守っていただきたいこと

1

多様性を認め合い、年齢、人種、宗教・信条、民族性、障害、性的指向、外見を基準に差別や相手傷つけるような言動・暴力はせず、メンバーそれぞれの個性を尊重する。もしも意図せず相手を傷つけてしまったら、立場に関係なく真摯に謝罪をする。

2

活動時間を守る。

- ・小学生は夜8時、中高生は夜9時まで。
- ・帰宅する時間が夜8時を過ぎるときは必ず保護者に連絡をする。
- ・通常の活動では外泊はせず、外泊が必要な場合は、18歳以下の子どもメンバーの場合は必ず保護者に許可をとること。

3

お金の貸し借りはしない。活動にお金が必要な場合は事務局に相談をする。

4

活動の場に、ナイフや花火など危険物、暴力シーンや性的描写のあるビデオ、雑誌、音楽の持ち込みはしない。

5

活動中に、喫煙しない、お酒を飲まない。

6

メンバーをフリー・ザ・チルドレン・ジャパンと無関係なイベントなどに無理やり勧誘したり、物を買うように無理やり勧めたりしない。また活動と関係のない場面で、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの名前を使わない。

7

メンバーの顔写真や名前などの個人情報を本人の許可なく無断でツイッター、インスタグラム、フェイスブックなど SNS に載せない。

8

活動を通じて知り合った人・子どもと、活動と無関係な理由で頻繁に電話、メール、チャットをしない。

9

原則、子どもとおとなは密室で2人きりにならない。
部屋がないなどやむを得ない場合は、ドアや窓を開けるなどすること。

※子どもの権利条約に従い、「子ども」とは18歳未満のすべての人と定義しています。18歳未満の子どもは、権利をもつ主体と位置づけられ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要と考えています。

禁 止 事 項

① ハラスメントの禁止

ハラスメントとは、他者に対する言動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをさします。日本では通常の行為として何気なく行なっていることでも、見方を変えたり、国際的には、いやがらせや虐待と疑われることがあります。

子どもに対してだけでなく全ての人に対してのあらゆる種類のハラスメント行為は禁止です。また、ハラスメント行為と受け止められ兼ねない状況に自分自身を置かないよう努めましょう。

特に以下のことに注意してください。

1. 必要以上にボディタッチをすること。(例：ほめるつもりで頭をなでる、ひざの上に乗せるなど)
2. 大声で叱ったり、追い詰めたりすること。
3. 個人的な性的体験談を話したり、性的な冗談やからかうなどの言動をとったりすること。
4. たたいたり、言葉を含む暴力によって侮辱したり自尊心や身体を傷つけること。
5. 自立支援を行っている事業地で、子どもの裸を撮る、web サイトなどで共有すること
6. 特定の人を差別し、集団から排除すること。
7. その他、活動を通じて知り合った人に対しその他、ハラスメントとなるおそれのある行為をすること。
(例：年配者であることを利用して、子どもを言いなりにさせたり、逆らわせないようにさせたりするなど)

② 機密事項・個人情報等の流出の禁止

下記の個人情報に関する資料、機密事項にあたる団体資料等一切について、原本はもちろん、そのコピー及び関係資料等をフリー・ザ・チルドレン・ジャパンの許可なく、開示、流出を禁止します。

1. 団体が保管する個人情報
2. 団体で保管し、使用している資料（映像データ、教材、事業企画など）
3. その他、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンが秘密保持対象として指定した情報

おとなの方へ

子どもに対する姿勢について

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンでは子ども、大人共に理想の姿は「自分の望む道を、自分で切り拓いていけるようになる」ことだと考えています。そのため、子どもに接する際のスタッフの基本的な姿勢は、「教える」という上からではなく「子どもから意見を引き出し、見守り、サポートする」という形が大切だと考えています。それは子どもが自分自身でできることを必要以上に介入することは控え、「何かをやってあげる」ではなく、「対等な立場として子どもにアイデアを提案し、それをどうするかは子どもが決める」という姿勢です。ただし、法律に触れる場合や生命の危険がある場合は、おとなによる子どもへの介入は必要だと考えます。

相 談 窓 口

相談ホットライン：soudan@ftcj.org

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの活動を通じたトラブル等に対し、団体スタッフが対応いたします。
(対応時のスタッフの性別へのご希望はお伺いいたします。)

FREE THE
CHILDREN

「世界は変えられる」子どもがそう信じられる社会に

特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6-6-5 3F Tel 03-6321-8948 Email info@ftcj.org